

平成30年4月5日に公告した「(仮称)鬼怒川橋梁工事(分割2号)[宇都宮市竹下町市道6413号線(一級河川鬼怒川)]」の一部を次のとおり改正したので、公告する。

平成30年4月6日

宇都宮市長 佐藤 栄一

・ 5 その他

「(5) 配置技術者及び現場代理人については、市議会の議決を得た日に要件を満たしていること。」を追加する。

・ 算定基準(施工能力評価方式)

2(1)同種工事施工実績

「なお、「工事の実績件数」については以下のとおりとする。

- ・ 3に示す 及び が同一工事内にある場合：当該工事の件数を数える。
- ・ 3に示す 及び が同一工事内でない場合： に係る工事の件数と に係る工事の件数の少ない方の件数を数える。」を追加する。

2(2)配置予定技術者の同種工事施工実績

「なお、「工事の実績件数」については以下のとおりとする。

- ・ 3に示す 及び が同一工事内にある場合：当該工事の件数を数える。
- ・ 3に示す 及び が同一工事内でない場合： に係る工事の件数と に係る工事の件数の少ない方の件数を数える。」を追加する。

注1)

「特定」Vに係る入札の場合、評価項目のうち、(2)、(3)、(4)については代表者のみを評価する。(1)については構成員のうち実績を有する者を評価する。」を

「特定」Vに係る入札の場合、評価項目のうち、(2)、(3)、(4)、(6)については代表者のみを評価する。(1)については構成員のうち実績を有する者を評価する。」に改正する。

注2)

「評価項目(5)において、受注者が」Vである場合は、その代表者を含む全構成員が市内業者である場合のみ、「受注者が市内業者」であるとみなす。」を

「評価項目(5)において、元請が特定JVである場合は、その代表者を含む全構成員のうち、市内業者の出資比率の合計(%)を元請施工額に乗じた額を、市内業者の元請施工額とみなす。」に改正する。

3

「ニューマチックケーソン基礎」の前に

「下記の条件をすべて満たすものを評価する。

発注者：国，地方公共団体，特殊法人等，都道府県出資公社

完成引渡し：平成20年4月1日以降

工事種別：」を追加する。

6(2)

「また，市が指定した様式及び記載条件以外で施工計画を作成した場合については，失格として取り扱うものとする。」を追加する。

7(3)の

「一次下請事業者の選定」を

「市内業者の施工割合」に改正する。